

議案第 71 号

泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、熊取町が泉佐野市田尻町清掃施設組合（令和 9 年 4 月 1 日から泉州南清掃施設組合に名称変更予定）に加入することについて、泉佐野市及び田尻町と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

熊取町が泉佐野市田尻町清掃施設組合（令和 9 年 4 月 1 日から泉州南清掃施設組合に名称変更予定）にその構成団体として加入することについて、規約変更案をもって泉佐野市及び田尻町と協議するため、規約の全部を改正する規約案を提出するものです。

泉州南清掃施設組合規約

泉佐野市田尻町清掃施設組合規約（昭和40年5月24日許可大阪府指令地第186号）の全部を改正する。

（組合の名称）

第1条 この組合は、泉州南清掃施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合の構成団体）

第2条 組合は、泉佐野市、田尻町及び熊取町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる構成団体（以下「関係構成団体」という。）に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	関係構成団体
泉佐野市内に位置するし尿処理施設（以下「第一事業所」という。）の管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町、熊取町
田尻町内に位置するごみ処理施設（以下「第二事業所」という。）の管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町
泉佐野市内に位置するごみ処理施設（以下「第三事業所」という。）の設置及び管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町、熊取町

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、泉佐野市6780番地に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、構成団体の議会において、当該構成団体の議員のうちから、泉佐野市にあっては6人を、田尻町にあっては2人を、熊取町にあっては2

人をそれぞれ選挙する。

- 2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した構成団体の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。
- 3 組合議員の任期は、当該構成団体の議会の決定による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。
- 5 議長及び副議長の任期は、当該組合議員としての任期による。

（特別議決）

第 6 条 組合議会の議決すべき事件のうち、全ての構成団体に係るもの以外のものについては、当該事件の関係構成団体から選出されている組合議員の出席者の過半数を含む出席議員の過半数でこれを決する。

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第 7 条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。

- 2 管理者は、構成団体の長の互選により定める。
- 3 副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長としての任期による。
- 5 第 1 項に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。
- 6 会計管理者及び前項の職員は、管理者が任命する。

（監査委員）

第 8 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合議会の同意を得て、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員としての任期による。

(運営協議会)

第9条 組合に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、構成団体の副市長及び副町長をもって組織する。

3 運営協議会は、組合の規約の変更、重要な計画の策定その他組合の運営に係る重要事項について協議する。

(組合の経費の支弁方法)

第10条 組合の経費は、構成団体の負担金その他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金は、別の協定等の定めによるものを除くほか、別表に定めるところにより事務区分ごとの関係構成団体が負担する。

(一般廃棄物処理計画に係る調整)

第11条 構成団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ組合に協議するものとする。

(補則)

第12条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和 年 月 日許可）

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 第1条に規定する組合の名称は、令和9年4月1日から使用し、この規約の施行の日から令和9年4月1日までの間は、なお従前の例による。

3 第3条に規定する事務は、令和9年4月1日から開始し、この規約の施行の日から令和9年4月1日までの間は、なお従前の例による。

4 第5条第1項、第6条、第7条第2項及び第3項並びに第9条の規定は、令和9年4月1日から適用し、この規約の施

行の日から令和 9 年 4 月 1 日までの間は、なお従前の例による。

5 第10条の規定は、令和 9 年度分の負担金から適用し、令和 8 年度分の負担金については、なお従前の例による。

6 第10条第 2 項別表の適用については、同表中「第一事業所の管理運営に関する事務」の項及び「第二事業所の管理運営に関する事務」の項に係る通常経費の均等割において「各 3 %」とあるのは、令和 9 年度分は「各 1 %」、令和10年度分は「各 2 %」とする。

(準備行為)

7 第 3 条に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、当該事務の開始前においても行うことができる。

別表 (第10条第 2 項関係)

事務区分	経費区分	経費細目	関係構成団体の経費負担割合	
第一事業所の管理運営に関する事務	管理運営費	通常経費	均等割 均等割の残額	各 3 % 搬入量割
		基幹改良費・ 災害等復旧費	均等割 均等割の残額	各 5 % 搬入量割
第二事業所の管理運営に関する事務	管理運営費	通常経費	均等割 均等割の残額	各 3 % 搬入量割
		災害等復旧費	均等割 均等割の残額	各 5 % 搬入量割
第三事業所の設置及び管理運営に関する事務	建設費		均等割 均等割の残額	各 5 % 計画量割
	管理運営費	通常経費	均等割 均等割の残額	各 3 % 搬入量割

		基幹改良費・ 災害等復旧費	均等割 均等割の残額	各 5 % 搬入量割
共 通 事 務	議 会 費		選出議員定数割	
	総務費		泉佐野市60%、田尻町20%、 熊取町20%	

備考

- (1) 建設費とは、建設事業（用地取得その他の必要事業を含む。以下同じ。）に要した経費及び建設事業に要した地方債の償還金をいう。
- (2) 通常経費とは、管理運営費のうち基幹改良費及び災害等復旧費を除いた経費をいう。
- (3) 基幹改良費とは、施設の初期性能の維持向上を目的とした事業（定期定例の維持管理事業を除く。）に要した経費をいう。
- (4) 災害等復旧費とは、非常変災その他の事故による施設の損傷、機能不全等の復旧を目的とした事業に要した経費をいう。
- (5) 搬入量は当年度の実績とし、計画量は第三事業所の建設費に係る関係構成団体の計画搬入量とする。
- (6) 各事業所（その附帯施設を含む。）の除却費（除却事業に要した経費及び除却事業に要した地方債の償還金をいう。）に係る経費負担は、その都度、関係構成団体（関係構成団体であった地方公共団体を含む。）が協議して定める。